日本ブラインドサッカー協会

審判制度規程

改正 2012 年 9 月 11 日 日本ブラインドサッカー協会 審判部

第1条 (目的)

ジャッジングを通じて競技会会場に一体感あふれる試合を提供し、魅力あるブラインドサッカーをつくり上げるという審判部ミッションのため、本規定は審判員の資格要件の定義、および、各試合や事業への派遣等を規定する。

第2条 (審判員資格)

審判員は、別途定める登録費、あるいは更新費を納入し、「フォーム 1 審判資格届け」を提出した者のうちから、次に示す級別に構成される。

- (1) 準3級審判員
- ・2012年7月31日以前に旧審判講習を受け、その旨を申告し、審判部が承認したもの。
- ・2012年8月1日以降の審判講習会を受講し、試験に合格したもの。
- (2) 3級審判員

準3級審判員を所持し次の条件を全て満たしていて第4条に示す「フォーム1 審判資格届け」 を審判部に提出した者を3級審判員とする。一年度間に条件を満たせない時は第4条に示す降 格を行う。

- ・1年度間に審判活動を2試合以上経験するもの。
- ・3級審判に昇級した翌年度より年1回の審判更新講習を受けているもの。
- (3)2級審判員

3級審判員を所持し、次の条件を全て満たしていて、第4条に示す「フォーム1 審判資格届け」を審判部に提出した者を2級審判員とする。一年度間に条件を満たせない時は第4条に示す降格を行う。

- ・1年度間に公式大会を2大会以上、かつ、5試合以上の経験を有するもの。
- ・サッカー審判、もしくはフットサル審判(いずれも級は問わない)の資格を有しているもの。
- ・2級審判員になった翌年度から審判部が主催する審判勉強会に年に一度以上参加しているもの。 (4)1級審判員
- ・2級審判の要件を満たし高度な技術を有するもの(詳細は現段階未定)。

第3条 (役割)

- (1) 準3級審判員
- 第2審を務める
- ・ただし、審判部長が承認した場合は主審を務める。
- (2) 3級審判員
- 主審、第2審を務める。
- (3) 2級審判員
- 主審、第2審を務める。
- ・準3級審判の講習、3級審判の更新講習を務める。
- ・国内主要大会の3位決定戦、決勝戦の審判を務める。
- (4)審判長
- ・主要大会ごとに2級審判以上より審判長を選出する。

- ・審判長は審判部より指名される。
- ・審判長は同大会における審判の任命を務める。

第4条 (昇級と降格)

- (1) 昇級は、各級で必要とされる要件を満たした後に「フォーム1 審判資格届け」を審判部 に提出し、審判部が承認した後、翌大会もしくは翌節に行う。
- (2)年に一度8月1日時点で、各級においてその要件を満たせなかった場合、第2条に示す1年度間の実績、資格に見合った級に降格を行う。
- (3) 準3級審判員が2年度以上、3級審判員に昇級しない場合は審判部で協議の上、退会と見なす。ただし、特別な事情がある場合は審判部に申し出をし、承認すれば資格を維持できる。

第5条 (選抜)

- ・日本選手権、プライムカップの3位決定戦、決勝戦の審判員の選抜は1級、2級審判員の中から審判部で合議の上、審判長が決定する。
- ・審判長が承認する場合は3級審判員、準3級審判員を選抜する事もある。

第6条 (登録費・更新費)

登録費、更新費等は以下のとおりとする。

(1) 準3級審判登録費 5000円

(2) 年度更新費 5000円

(3) その他講習会費等 別途定めるものとする

第7条 (旅費)

- ・審判員が審判部の依頼により公式の試合及び競技会の審判または審判指導、ルール講習等を務める場合、旅行した時は旅費を支給する。
- ・基本的に中距離以上の移動のみ支給し、片道 100km をその目安とする。
- ・費目は交通費、宿泊費の実費とする。
- ・ただし、所属チームの選手、監督、スタッフとしての参加を兼ねる場合は支給しない。

第8条 (表彰)

- ・主要大会ごとに、優秀な審判を表彰する。
- ・表彰の結果を、国際大会への派遣審判の選出資料とする。

第9条 (講習会等)

同目的のため、またルールの競技者への周知のために、以下の講習会等を実施する

- (1) ルール講習会
- ・主に競技者を対象に、ルールの理解を目的にした講習会を実施する。
- ・講習会参加による資格取得はおこなわない。
- (2) 準3級審判講習会
- ・今後、審判を実施したい人を対象に、講習会を実施する。
- (3) 審判更新講習会
- ・3級審判以上のものが、年に一度参加することでその資格を更新できる。
- (4) 審判勉強会
- ・2級審判以上のものが、年に一度参加することでその資格を更新できる。

第10条 (有効期間)

審判の登録有効期間は毎年8月1日より翌年7月31日とする。

第11条 (退会)

退会を希望するものはいつでも退会できる。ただしすでに納入した登録費、更新費等は返還しない。

第12条 (疑義の扱い)

この規程の定めにない事項及び疑義が生じた場合は、当協会理事会が処理するものとする。

第13条 (改正)

本規程の改正は、本協会の理事会の決議に基づきこれを行う。

第14条 (施行)

本規程は、2012年9月11日から施行する。

第15条 (猶予期間)

2013 年度は本規程への移行期間にあてるため、更新費は免除する。ただし、新規の登録費および講習会等の費用は徴収する。

(別紙1)

審判員資格の要件

	昇級要件	維持要件	役割
1級審判員	2級審判の要件を満たし、高度な技術を	未定	未定
	有するもの		
2級審判員	・3級審判員をすでに持っている	・1年度間に2大会以上5試合以上の経験	・主審・第2審
	・1年度間に公式大会2大会以上、かつ、	・サッカー審判、フットサル審判の資格を	・国内主要大会の3位決定戦、決勝戦の
	5 試合以上、審判を経験した	所持し続けている	審判
	・サッカー審判かフットサル審判の資格	・年に一度審判勉強会に参加する	・準3級審判講習会の講師
	(級は問わない)を持っている		・3級審判の更新講習の講師
3級審判員	・準3級審判員をすでに持っている	・年2試合以上の審判経験	・主審、第2審
	・1年度間に2試合以上審判を経験した	・年1回の更新講習受講	
準3級	・旧審判講習を受けているまたは、・審	・2年以上3級審判員に昇級しなければ退	・第2審
審判員	判講習会を受講し、試験に合格した者	会とみなされる	
		・特別な事情があれば審判部に申し出をす	
		る	

(別紙2)

審判制度変更の概要とよくある質問

■ 審判事業のミッション

ジャッジングを通じて競技会会場に一体感あふれる試合を提供し、魅力あるブラインドサッカーをつくり上げること

■ 新しい審判制度を作るにあたって

現在までの審判制度ではただ単純に人数が少ない、大会運営に支障を来す、審判員一人にかかる負担が大きい、それだけではなく業務分担や事務体制が確立されていない、数年間運営してみた規定そのものが現実的なものではないなど、様々な問題を抱えていました。

そこで、昨年度末より新たなメンバーで審判部を結成し、どうすれば良い審判員を養成できるのか、また、現審判の経験をより生かすにはどうすればいいか、ブラインドサッカー審判をやっていて良かったと感じることは何かなど様々な議論を重ねてきました。

まず、着手したのは事前準備のマニュアル化、業務分担、審判員への連絡体制の一本化など 現業の立て直しです。特に試合前にはミーティング、試合後には反省会をする事により、審判 同士の理解が深まり、ここ数ヶ月間の審判員の質の向上は目覚しいものと感じています。しか し、それでもなお現行の規定の元では運用が難しい点があります。そこで、審判制度そのもの を見直し、新しい審判制度規定の作成に至りました。

■ 新しい審判制度の考え方

- ・審判事業のミッションと、課題に対してアプローチしていく。
- ・審判員の活動実績や貢献度、勉強量を評価できる昇級体制にする。
- ・技術・時間・実績・資格を尊重し、厚遇して国内主要試合の3位決定戦や決勝戦、国際試合への選抜、講習会の講師など、活躍の場を増やしていく制度を意図している。
 - ・試合前後、しっかりと審判同士でレビューし、技術を高めあえる機会を設けていきます。
- ・そのため、審判制度に登録していこうとする人は大勢を想定していません。準3級~2級までの審判が毎年20名程度で維持されていくことを想定しています。
- ・「ルールを知りたい」という選手や関係者向けには、別途「ルール講習会」を実施し、ルール理解と審判育成の講習会をわけて実施していく予定です。

■ よくある質問

O: ブラインドサッカーの審判になるにはどうすればいいですか?

A:ブラインドサッカー審判部が企画する準3級審判講習会を受講し、試験に合格して下さい。 その後は試合経験を有することが主な資格維持の条件となります。

Q:過去に審判講習会を受けているのですが、準3級講習会を受けなければ審判ができませんか?

A:「フォーム1 審判資格届け」を審判部に提出して下さい。こちらで確認して準3級審判に認定されれば審判活動ができます。過去の資格を有する方も、今後も協力をしていただきたいと

考えていますので、ぜひ届出をお願いします。また、把握している範囲で、審判部より届出の で案内をさせていただきます。

Q:級にはどのようなものがありますか?

A:準3級、3級、2級、1級の4種類です。ただし、1級は現段階は未定義とし、今後の継続 検討事項といたします。

Q:昇級するとどうなりますか?

A: 昇級に合わせてより幅広い役割や注目度の高い試合の審判ができるようになります。例えば、主審ができるのは原則3級審判からで、日本選手権やフィアットカルチョのような国内主要大会の3位決定戦、決勝戦は2級審判から選抜されます。

Q:謝礼金はありますか?

A: 謝礼金はありません。考え方として、審判員同士、やる気を高め合い、切磋琢磨していくことを目指しています。その貢献自体が報酬として捉えていただけるような制度に育てていきたいと考えています。また、それにあたって活動の旅費については支給をしたいと考えています。

Q:交通費は出ますか?

A:公式試合や講習会等で、自宅から会場までが100キロメートルを超える場合には実費を支給します。ただし、どこかのチームで選手や監督、その他スタッフの役割を兼ねる場合には支給されません。

Q:新たに審判になるのに料金はかかりますか?

A:新規で準3級審判の登録をするのに5千円の登録費かかります。

O: 更新料はかかりますか?

A: 一年度で5千円です。ただし、2013 年度の更新料は制度変更の周知期間に充てているため 徴収は行いません。

Q:「1年度」とはいつからいつまでを指しますか?

A:毎年8月1日から翌年7月31日までを指します。

Q:審判に降格はありますか?

A:あります。各級でその年度の試合数や講習会参加状況など、条件が満たされなければ、8月1日に見合った級に降格されます。

Q:2級審判員が1年度間で3級審判員の条件である年間2試合の試合実績も達成できなかったらどうなりますか?

A: 準3級まで降格されます。活動実績が尊重されるという考え方の元にそうなります。

Q:仕事で2年間ほど出張になり、審判活動ができなくなりましたが、退会しなければいけませ

んか?

A: 2年間試合ができないということであれば、準3級までの降格はされます。ただし、事情を 審判部に申請すれば、特別な事情で退会はされません。

Q: チームに所属していて、チームでルールを理解するために審判員になるように勧めましたが、 審判講習会に参加してもよいのでしょうか?

A:変更後の制度では、実際に審判として活動をしてくれる人を想定しています。ルールを理解 したい場合は、資格と結びついていない「ルール講習会」に参加ください。

Q:地域のリーグでは審判の質にバラツキが大きいように思います。その点は変更された制度ではどのようになりますか?

A:いわゆる公式戦においては、できるかぎり審判部で審判員を派遣していきたいと考えています。合わせて、「ルール講習会」などの大会との併催も調整をしていきたいと考えています。

Q:いままでチームに所属しながら審判を実施していました。もう審判をする必要はないのですか?

A:審判に専属して活躍してもらえる方を厚遇する制度ではありますが、これまでチームに所属しながら協力いただいていた皆さまにも、引き続き依頼をしたいと考えています。